

第3期群馬県教育大綱

令和7年3月策定

群馬県

1 大綱策定の趣旨

この大綱は、知事と教育委員会が方向性を共有し、一層密接に連携して総合的に群馬県の教育に関する施策を推進していくことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、知事が策定するものです。

2 大綱の内容

教育基本法第17条第2項に基づき策定した「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」は、群馬県の教育施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を示すものであり、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当することから、当該計画をもって第3期群馬県教育大綱に代えることとします。

3 大綱の計画期間

令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間とします。